**別記様式**（第三条関係）

（縦6.0cm　横9.0cm）

（表）

第　　号

身　分　証　明　書

役職及び職名
氏　　名
生年月日

障害者の雇用の促進等に関する法律第八十五条の二第二項の規定により読み替えて適用する同法第八十二条第二項の職員であることを証明する。

年　月　日　発行
年　月　日　限り有効

顔写真

国土交通大臣（地方運輸局長／運輸監理部長）　印

（裏）

障害者の雇用の促進等に関する法律抜粋

（報告等）

第八十二条

2　厚生労働大臣又は公共職業安定所長は、この法律を施行するため必要な限度において、厚生労働省令で定めるところにより、事業主等（事業主、その団体、第四十九条第一項第四号の二イに規定する法人又は同項第七号ロからニまでに掲げる法人をいう。以下この項において同じ。）、在宅就業障害者又は在宅就業支援団体に対し、障害者の雇用の状況その他の事項についての報告を命じ、又はその職員に、事業主等若しくは在宅就業支援団体の事業所若しくは在宅就業障害者が業務を行う場所に立ち入り、関係者に対して質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件の検査をさせることができる。

3　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4　第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（船員に関する特例）

第八十五条の二

2　船員等に関しては、（中略）第八十二条第二項中「厚生労働大臣又は公共職業安定所長」とあるのは「国土交通大臣」と、「事業主等（事業主、その団体、第四十九条第一項第四号の二イに規定する法人又は同項第七号ロからニまでに掲げる法人をいう。以下この項において同じ。）、在宅就業障害者又は在宅就業支援団体」とあるのは「事業主」と、「事業主等若しくは在宅就業支援団体の事業所若しくは在宅就業障害者が業務を行う場所」とあるのは「事業主の事業所」と、同項、第八十四条第一項及び前条中「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」とする。

第八十六条　事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、三十万円以下の罰金に処する。

五　第八十二条第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の陳述をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

**別記様式**（第三条関係）

（縦6.0cm　横9.0cm）

（表）

第　　号

身　分　証　明　書

役職及び職名
氏　　名
生年月日

障害者の雇用の促進等に関する法律第八十五条の二第二項の規定により読み替えて適用する同法第八十二条第一項の職員であることを証明する。

年　月　日　発行
年　月　日　限り有効

顔写真

国土交通大臣（地方運輸局長／運輸監理部長）　印

（裏）

障害者の雇用の促進等に関する法律抜粋

（報告等）

第八十二条　厚生労働大臣又は公共職業安定所長は、この法律を施行するため必要な限度において、厚生労働省令で定めるところにより、事業主等、在宅就業障害者又は在宅就業支援団体に対し、障害者の雇用の状況その他の事項についての報告を命じ、又はその職員に、事業主等若しくは在宅就業支援団体の事業所若しくは在宅就業障害者が業務を行う場所に立ち入り、関係者に対して質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件の検査をさせることができる。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（船員に関する特例）

第八十五条の二

2　船員等に関しては、（中略）第八十二条第一項中「厚生労働大臣又は公共職業安定所長」とあるのは「国土交通大臣」と、「事業主等、在宅就業障害者又は在宅就業支援団体」とあるのは「事業主」と、「事業主等若しくは在宅就業支援団体の事業所若しくは在宅就業障害者が業務を行う場所」とあるのは「事業主の事業所」と、同項、第八十四条第一項及び前条中「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」とする。

第八十六条　事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、三十万円以下の罰金に処する。

五　第八十二条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の陳述をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

**附　則**

この省令は、公布の日から施行する。